

令和5年10月12日

日本製麻株式会社取締役会 御中
日本製麻株式会社特別調査委員会 御中

〒920-0919 石川県金沢市南町 4-55
WAKITA 金沢ビル 5 階
金沢・百万石通り法律事務所
弁護士 南川 泰則
Tel: 076-208-5288 Fax: 076-208-5289
Email: [REDACTED]

特別調査委員会に対する要請書

冠省 当職は、[REDACTED]の代理人として、
本書を送付させていただいております。

調査対象者らは、貴委員会の調査に協力し、令和5年10月11日付で、質問状に対する回答書を提出いたしました。しかしながら、調査対象者らは、これまで問題提起した貴委員会の構成及び調査の手法に対して納得していることを意味するものではありません。既に指摘させて頂いたことも含め、以下のとおり意見及び要請を申し述べます。

1. 貴委員会から送付された質問状の内容からすると、貴委員会によるインサイダー取引調査の焦点の1つは、①8月21日に「貴社の取締役会で代表取締役解職の決議が成立した」という事実が生じたか、これがいつの時点で生じたか、②この事実を宮森氏がいつ知ったか、③この事実を宮森氏がゴーゴーカレーグループにいつ伝達したか、④ゴーゴーカレーグループがこの事実を知った後公表前に貴社株式を取得したか、という事実関係です。
2. 上記①②の事実関係を証明する客観的かつ重要な証拠は、21日の貴社の取締役会の模様を記録した録画データです。この録画データが存在することは貴社及び貴委員会も認めています。
3. 宮森氏は、貴委員会のご質問状に対し、真摯に回答するため、8月21日の取締役会についての正確な記憶を喚起する目的で、貴社取締役会及び貴委員会に対し録画データの確認を求めました。しかし、貴社取締役会も貴委員会もこれを拒否されました。これにより、宮森氏は、ご質問状に対し、記憶に基づいて回答をせざるを得ませんでした。そもそも、貴社の取締役であり、同日の取締役会に出席しており、取締役会議事録への署名押印を求められている宮森氏に対し、録画のデータの提供を拒否することは、明らかに不当です。



4. 当該録画データを求めるやりとりの中で、当職は、貴社取締役会事務局から、貴委員会は貴社取締役会に対し録画データの提供を求めている旨を伝えられております。

5. 上記を踏まえれば、貴委員会には次の2点の問題が認められます。

(1) 委員の独立性・中立性の欠如

8月21日取締役会において、渡邊取締役は宮森氏の代表取締役解職の動議を主導し、佐々木取締役はこの動議に賛同しました。両取締役は貴委員会の調査対象事実と直接関わった当事者であり、両取締役には「代表取締役解職の決議は適法に成立した」と主張したい動機があります。従って、両取締役は、貴委員会の委員として、虚心坦懐に決議の成否（つまり重要事実の成否）を録画データ等の証拠に基づき客観的に認定するという調査対象事実に対する独立性・中立性が欠如しています。

(2) 調査手法の不合理性

上記1の①②の事実関係を証明する客観的かつ重要な証拠は、8月21日の取締役会の録画データであり、貴委員会がこれを検証しないことは、調査手法として明らかに不合理です。また、宮森氏が正確な記憶を喚起したいと述べて録画データの提供を要請したにもかかわらず、これを不当に拒否した貴委員会の調査手法も明らかに不合理です。

6. もし万が一、8月21日の取締役会で代表取締役解職の決議が適法に成立していなければ、同日15時32分に貴社が行った適時開示（代表取締役の異動（解職）および社長交代に関するお知らせ）は虚偽の開示となります。貴社は宮森氏に対し、上記の適時開示が虚偽でないことの説明責任を負っているものと解されます。

7. 以上により、貴社に対し、取締役会の録画データを宮森氏に対し至急提供することを改めて要請します。また、貴委員会の委員を独立性・中立性を保持した委員に差し替えるよう要請します。

草々

(付記)

差出人 〒920-0919
石川県金沢市南町4-5 WAKITA金沢ビル5階金沢・百万石通り法律事務所

弁護士 南川 泰則

受取人 〒650-0024
兵庫県神戸市中央区海岸通8番

日本製麻株式会社取締役会御中



郵便認証司
5.10.12

この郵便物は令和5年10月12日
第13382352126号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: G00751267000100000 号
2/2 頁

